

## 岡山市認可外保育施設等教育利用給付事業について

### 1. 事業概要

基準を満たした施設(以下「適合施設」)を概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する満3歳児以上の小学校就学前児童の保護者に対して、保護者が適合施設に支払った保育料相当額(上限2万円/月)を、後日、保護者からの申請に基づき、岡山市より保護者へ支給します。

※本給付費の対象となるのは、岡山市に住民登録のある児童のみです。他市区町村の児童は本市の補助制度の対象となりません。同様の補助制度があるかは住民登録のある市区町村へお問い合わせください。

### 2. 適合施設の要件

下記の要件すべてを満たす必要があります。

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業として認可を受けた施設等ではないこと
- ② 企業主導型保育事業として設置された施設ではないこと
- ③ 無償化の認定を受けた施設であること、又は別表に定める基準をすべて満たす施設であること

### 3. 基準適合審査

下記のとおり申請してください。審査後、結果をお知らせします。

#### 【提出書類】

- ① 基準適合審査申請書(様式1号)
- ② 在籍児童内訳(様式1号付表1)
- ③ 職員一覧(様式1号付表2)
- ④ その他添付書類

#### [施設に関する事項が確認できるもの]

- ・利用案内、パンフレット等(当該年度分および過去3か年の利用料が分かるもの)
- ・申請年度における年間の活動計画

#### [職員配置に関する書類]

- ・有資格者について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- ・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等

#### [設備等に関する書類]

- ・施設の平面図(消火器は○印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。)
- ・幼児の健康管理、安全管理等が分かる書類(安全管理マニュアル、衛生管理マニュアル等)
- ・保険会社との契約書類の写し

## 施設向け

### 【その他】

・対象となるのは、原則として基準適合審査の申請があった月からとしますが、令和7年度については令和7年4月時点で基準を満たしていた施設について令和7年4月に遡って適合施設とします。

・市外の施設において所在市町村から既に国の補助事業「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設として決定を受けている場合は、提出書類①～④に加えて当該市町村から交付された決定通知書の写しを提出することで、別表に定める基準をすべて満たしているものとみなします。

### 4. 参考(保護者への給付費の支給)

・給付費は、保護者からの申請に基づき、岡山市より保護者に直接支給をします。

・給付費の請求・支給は、概ね3か月ごとの予定です。令和7年度は、以下のスケジュールを予定しています。

| 利用月            | 請求書類の提出締切       | 保護者へ振込      |
|----------------|-----------------|-------------|
| 令和7年4月～6月利用分   | 令和7年7月25日(市必着)  | 令和7年9月17日頃  |
| 令和7年7月～9月利用分   | 令和7年10月27日(市必着) | 令和7年12月17日頃 |
| 令和7年10月～12月利用分 | 令和8年1月26日(市必着)  | 令和8年3月17日頃  |
| 令和8年1月～3月利用分   | 令和8年4月27日(市必着)  | 令和8年6月17日頃  |

※審査の状況により受付時期や支払時期は前後する場合があります。

### 5. 問い合わせ先

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課 管理係

TEL:086-803-1431

| 項目                 | 基準の内容  |
|--------------------|--|
| 1. 適合施設の標準的な開所時間   | 満3歳以上小学校就学前の全ての利用幼児を対象とした標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること。   |
| 2. 保育の必要性のある子どもの割合 | 子どものための教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付認定を受けている又は企業主導型保育事業を利用している満3歳以上の利用幼児の数が、満3歳以上小学校就学前の全ての利用幼児の数の概ね半数を超えない対象施設等であること。   |
| 3. 保育に従事する者の数      | 保育に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上であること。<br>ただし、対象施設等につき2人を下回ってはならないこと。  |
| 4. 保育に従事する者の資格     | 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の対象施設等にあっては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第一百四十七号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了したものの(1日の利用幼児の数が5人以下の対象施設等に限る。)であること。 |
| 5. 設備(有する場合)       | (1) 保育を行う部屋(以下「保育活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの対象施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。<br>(2) 保育活動室の面積は、概ね幼児一人当たり1.65㎡以上であること。<br>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。  |

|               |  |
|---------------|--|
| 6. 非常災害に対する措置 | <p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 保育活動室を2階に置く場合には建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、保育活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。</p> <p>〔建物がない場合〕</p> <p>保育の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p> |
| 7. 保育内容       | <p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各対象施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>   |
| 8. 給食(提供する場合) | <p>幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。</p>   |
| 9. 健康管理・安全確保  | <p>幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。</p>  |
| 10. 利用者への情報提供 | <p>保育の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>  |
| 11. 備える帳簿     | <p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>   |
| 12. 会計処理      | <p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>  |